

TOPICS

ライフプランを考えるときに知っておきたい話題を取り上げて解説します



POINT
👉

人生100年時代や働き方の多様化に対応した
税制改正が行われる一方、新型コロナウイルスの
感染拡大を受けた動きにも注目。

ジュニアNISAは利用実績が乏しいことから、新規の口座開設は2023年までとされました。一方、一般のNISAはリスクの低い投資信託などに対象を限定した積立枠と上場株式などにも投資できる枠の2階建ての制度に見直した上で、5年延長されることになりました。

NISA制度の見直しと延長

2020年度税制改正においては、財政健全化への取り組みに加えて、少子高齢化・人口減少社会への対応と5G社会実現に向けた環境整備がテーマとなっています。

家計の観点からは、人生100年時代にふさわしい社会保障と税のバランスや働き方の多様化に対応した改正内容に注目したいところです。

今年の税制改正のテーマ

家計の観点から知っておきたい 2020年度税制改正のポイント

【図表1】NISA制度の見直し

	新・NISA (仮称) (2024年から5年間)	つみたてNISA (5年間延長)
年間の投資上限額	2階 102万円 1階 20万円	40万円
非課税期間	2階 5年間 1階 5年間 (終了後は「つみたてNISA」への移行可能)	20年間
口座開設可能期間	2023年 ⇒ 2028年まで (5年間措置)	2037年 ⇒ 2042年まで (5年間延長)
投資対象商品	2階 上場株式・公募株式投資信託等 1階 つみたてNISAと同様 (積立・分散投資に適した一定の公募株式投資信託等)	積立・分散投資に適した一定の公募株式投資信託等

長期化する高齢期や就労機会の拡大・多様化等を踏まえて、私的年金に関していくつかの改正が行われました。

確定拠出年金の企業型（DC）や個人型（iDeCo）等の加入可能年齢の引上げや受給開始時期の選択肢が拡大されます。例えば、企業型DCは現在65歳未満の人が加入できますが、これが70歳未満の人まで加入できるようになりました（いずれも厚生年金の加入者）。

また、iDeCoについては、現在60歳未満の人しか加入できませんが、これも65歳未満の人まで加入できるようになりました（いずれも国民年金の加入者）。

私的年金制度等の見直しに伴う措置



公認会計士・税理士
光田 周史

【こうだ・しゅうじ】
1979年、同志社大学経済学部卒業。1985年、公認会計士、税理士登録。現在、職業専門家が同一ブランドのもとに結集した「ひかりアドバイザーグループ」の最高経営責任者をはじめ、家事調停委員や立命館大学大学院の非常勤講師も務める。

未婚のひとり親に対する 税制上の措置及び寡婦 (寡夫) 控除の見直し

従来、同じひとり親であっても、離婚や死別であれば寡婦(寡夫)控除が適用されたのに対して、未婚の場合には適用されませんでした。また、男性のひとり親(寡夫)と女性のひとり親(寡婦)で控除の額が違うなど、男女の間でも扱いが異なっていました。

そこで、今回の改正では、すべてのひとり親家庭に対して公平な税制支援を行う観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するために、ひとり親控除の創設と寡婦控除の見直しが行われました。

(1) ひとり親控除の創設

婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)を有する単身者について、同一の「ひとり親控除」(控除額35万円)が適用されます。ただし、合計所得金額が500万円(年収約680万円)以下であることと事実婚と同様にあると認められる者でないことが要件になります。

(2) 寡婦控除の見直し

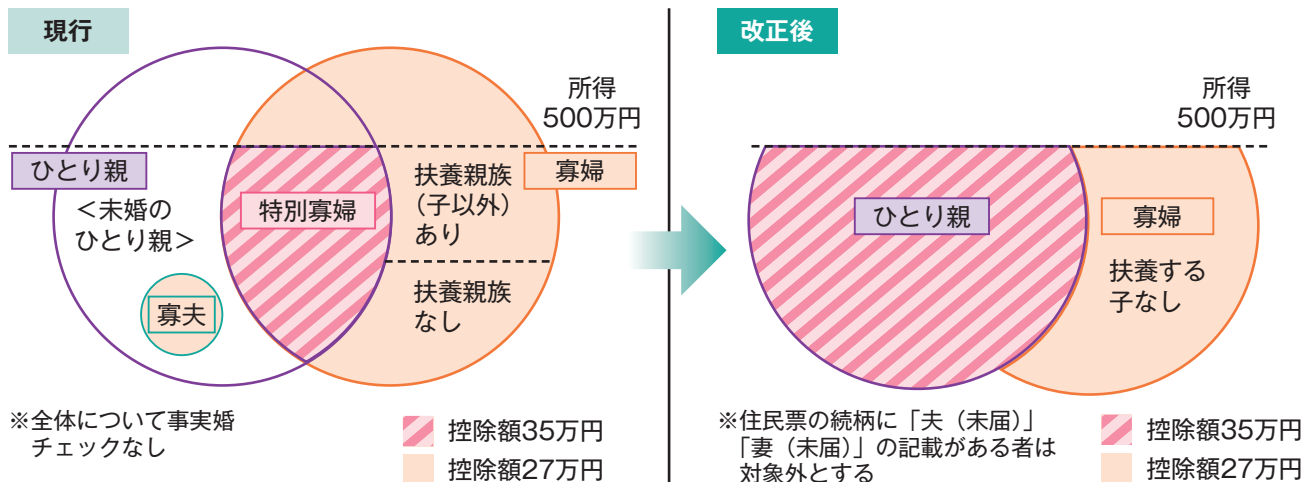
寡婦控除についても適用要件を見直した上で、ひとり親控除に該当しない寡婦に係

る寡婦控除に改められ、従来の「寡婦控除の特例」は廃止されました。改められた後の寡婦控除の適用要件は左記のとおりです。

【図表2】寡婦控除の見直し

条件	ケース	夫と離婚した後、再婚していない場合	夫と死別した後、再婚していないか夫の生死が明らかでない場合
①	扶養親族を有すること	○	—
②	合計所得金額が500万円以下であること	○	○
③	その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと	○	○

○=条件を満たす必要があることを示します



出典：財務省ホームページより作成

所有者不明土地等に係る 固定資産税の課題への対応

固定資産税を支払わずに土地等を使用収益できる不平等な状況に歯止めをかけ、所有者が不明になっている土地にも課税できるように、市町村は次の対応を取ることができるようになりました。

- ・現に所有している者に、固定資産税徴収に必要な事項の届け出を義務化（2020年4月1日以後の条例の施行日後に現所有者であることを知った者について適用されます）

- ・使用者を所有者とみなして固定資産税を課税（2021年度以後の年度分の固定資産税について適用されます）

新型コロナウイルス感染症 拡大防止に係る当面の税務 上の取扱い

新型コロナウイルス感染症の拡大は私たちの命と健康を脅かすだけでなく、予想を超える規模で経済活動に甚大な影響を与えています。こうした状況を受けて、税務上も必要な対策が講じられていますので、本稿では2020年度税制改正の話題に加えて、「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る当面の税務上の取扱い」について解説することにしました。

ただし、事態は刻一刻と変化しているた

め、本稿は5月20日時点での情報に基づいている点をご了解いただき、最新の情報については財務省のホームページ等で確認していただくようお願いいたします。

(1) 所得税等の申告期限

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、申告所得税（及び復興特別所得税）と贈与税に係る申告・納付の期限が本来の2020年3月16日（月）から4月16日（木）まで1ヶ月延長されていました。政府の非常事態宣言の発出を受けて4月17日（金）以後であっても柔軟に申告書の受け付けに対応するとされています。

申告書の作成が可能になった時点で税務署へ申し出ればよく、申告期限の延長に関する個別の申請についても特に申請書を作成する必要はありません。

提出する申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」といった文言を付記するか、e・Taxを利用する場合は、所定の欄にその旨を入力するなど簡易な手続きで済ませることができ。その結果、申告期限及び納付期限は申告書の提出日ということになります。新型コロナウイルス感染症拡大の影響が、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が従来では考えられなかった特別の手当がなされているといってもよいでしょう。

(2) 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

住宅ローン減税の控除期間13年間の特例

措置については、新型コロナウイルス感染症の影響により入居が期限（2020年12月31日）に遅れた場合でも、一定の期日（注文住宅を新築する場合「2020年9月末、分譲住宅・既存住宅を取得する場合や増改築等をする場合」2020年11月末）までに住宅取得契約を行っている等の要件を満たしていれば、2021年12月31日までの入居を条件に適用されます。

(3) 中止されたイベントに係る入場料等の払戻請求権を放棄した者への 寄附金控除の適用

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため政府の自粛要請を受けて中止された文化芸術・スポーツイベントについて、チケット代金の払戻しを受けない（放棄することを選択した場合に、その代金を「寄附」と見なし、税の優遇（寄附金控除）を受けられる新たな制度が創設されました。例えば、1万円のチケット代金の払い戻しを受けずに寄附することで、お気に入りのアーティストを応援することができる上に、最大4000円の減税が可能になります。

新型コロナウイルス感染症の拡大によって私たち個人の生活や企業活動は甚大な影響を受けていますが、これに負けないように立ち向かっていきたいところです。